

中国標準必須特許権 に関する司法保護動向調査

2018 年 9 月

報告作成者: 北京知産宝網絡科技發展有限公司

北京東方億思知識產權代理有限公司

目次

第1章 調査概要	- 1 -
第1節 調査目的	- 1 -
第2節 調査分析対象の範囲	- 1 -
第3節 調査分析方法	- 1 -
第2章 行政と司法政策動向	- 3 -
第1節 標準必須特許の関連行政動態の発展過程	- 3 -
第2節 標準必須特許の関連司法動態の発展過程	- 4 -
第3章 司法実務動態	- 6 -
第1節 データ説明	- 6 -
第2節 訴訟年度分布	- 6 -
第3節 当事者属性分析	- 6 -
1. 原告属性	- 6 -
2. 被告属性	- 9 -
第4節 審理期間分析	- 12 -
第5節 業界の動態分析	- 12 -
第6節 FRAND ライセンス分析	- 15 -
第4章 中国の標準必須特許ライセンス料算定の発展履歴および算定方法の国内外の比較分 析	- 17 -

第1章 調査概要

第1節 調査目的

2017年11月29日欧州委員会は『欧州委員会の欧州議会、欧州連合理事会、欧州経済社会評議会への通達―標準必須特許の制定に関する欧州連合の方法』を発表した。この方法は標準必須特許ライセンス交渉における関連主体へ、より詳しく、より具体的に運用の枠組みを提供しようとするものである。標準はヨーロッパの技術イノベーションと経済成長を促進し、デジタル技術の相互運用性を促進した。現在高度相互接続の時代になり、相互接続性が特に重要になった。伝統的な情報電気通信分野(ICT)だけではなく、5G、IoT、スマートホーム、コネクテッドカー・マニファクチュアリング、遠隔医療等の新興分野は更にデータ技術の相互運用性に依存しており、技術標準はこれらの分野の相互接続性に対して重要な効果を発揮している。また標準必須特許のライセンスは標準実施者がFRAND条項に基づいて特許技術を獲得することを保障し、標準必須特許保持者が研究開発を続け標準化活動への参加を奨励するために重要な役割を果たす。中国標準必須特許の司法保護動向を理解するために、本項調査分析を行った。

第2節 調査分析対象の範囲

検索対象の事件は中国標準必須特許と関連のあるすべての行政訴訟事件と民事訴訟事件で、調査対象の出典は知産宝中国知的財産権判決文書データベース(IPHOUSE 社 www.iphouse.cn)における中国法院が公開したすべての判決文書とする。検索期間は1988年1月1日から2018年8月1日とする。

第3節 調査分析方法

実証の分析方法に基づき、中国標準必須特許事件の状況を客観的に描写する。具体的な手順は以下の通りである。

まず、IPHOUSE社のデータベースを用いて標準必須特許事件と関連のある検索を行う。具体的な方法は、まずキーワード検索を行ってから関連法律条項で補充検索を行う。キーワード検索

とは、時間及び事件の性質を制限せず、「標準必須特許」、「必須特許」をキーワードとし、IPHOUSE 社のデータベースにおけるすべての事件の全文検索を指す。関連法律条項での補充検索とは、標準必須特許に係る法律法規、司法解釈の法律条項で補充検索を行うことであり、具体的な条項は《最高人民法院の特許権紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)》第二十四条第一項を指す。

次に、検索で抽出された事件から「FRAND」、「RAND」、「比較可能なライセンス契約」、「ライセンス料の比率」、「特許禁止」、「逆ハイジャック」、「特許使用料」というキーワードを抽出して目視チェックをサポートする。

更に、上記のステップでスクリーニングされた事件から事件情報を抽出して分析を行う。

最後に、本調査報告書を作成する。

本報告書は業界分布別に分類する。業界分布別の分類は、当事者の企業経営範囲及び事件に係る特許の適用分野に基づいて、通信、建築、及び医薬の三類に分けられる。

第2章 行政と司法政策動向

近年、標準必須特許課題は中国でますます注目されており、新規性、複雑さ、難しさのために知的財産業界で議論されるホットな話題となっている。2008 年から、続々と判例があり、法律法規及び政策の標準必須特許の関連問題について詳しく解釈が行われ、中でも 2013 年「華為 vs. IDC」案は更に幅広い注目を集め、2015 年のクアルコム独占禁止案はまた標準必須特許ライセンス料が高額すぎる問題を指摘した。このように、標準必須特許の知的財産保護に対して行政と司法の両方面から手をつけることができる。しかし、法律制度が不完全でまた司法実務において標準必須特許ライセンス料に対する成熟した判決が少ないため、将来において、標準必須特許ライセンス料訴訟紛争は我々司法実務において注目の問題となる可能性が非常に高い。

第1節 標準必須特許の関連行政動態の発展過程

2015 年 4 月 7 日国家工商行政管理総局は市場の公平な競争を保護しイノベーションを奨励し、経営者が知的財産権を濫用し競争を排除、制限する行為を制止するために、『中華人民共和国独占禁止法』に基づき、知的財産権を濫用し競争を排除、制限する行為の禁止に関する規定を制定した。その第十三条には特許権者が権利情報を公開する義務及び公平、合理、無差別の原則に従うことを規定し、また上述の行為を実施しないことは、即ち競争を排除、制限する行為に携わっていると見做すことを明確にした。

2015 年 12 月 31 日、国家發展改革委員会が対外発表した『国務院独占禁止委員会の知的財産権を濫用する独占禁止に関するガイドライン』(意見募集稿)において、第四部分はまた標準必須特許ライセンス料の問題に対して規定を作ったもので、標準必須特許ライセンス料が「不公平な高額のライセンス料」になるかどうかを分析するとき、以下の要素を考慮することができる。

- (1) 許可された標準必須特許の技術価値；
- (2) 関連産業の技術特徴；
- (3) 標準に合致する製品が負担する全体のライセンス料の状況；
- (4) 関連の標準必須特許によるライセンス承諾；
- (5) 関連の標準必須特許の以前の比較可能なライセンス料の基準；
- (6) 関連製品市場の仕入れと販売の合理的な利益スペース。

第2節 標準必須特許の関連司法動態の発展過程

国家標準の管理業務を規範化し、イノベーションと技術の進歩を奨励し、国家標準が合理的に新技術の採用を促進し、社会公衆と特許権者及び関連権利者の合法的權益を保護するため、『中華人民共和國標準化法』、『中華人民共和國專利法』、『国家標準の管理方法』等の関連法律法規と規章に従って制定された『国家標準に係る專利の管理規定(暫行)』が2014年1月1日に実施された。当該規定の第三章第九条には、標準の特許権者または特許出願者は公平、合理、無差別のことに基づいて、無料か有料で組織或いは個人に当該特許の実施を許可するか、あるいはいかなる組織或いは個人でも当該特許を実施する許可を拒絶するかを表明しなければならないと規定されている。また、第十二条には、特許権者または特許出願者が公平、合理、無差別の表明、即ち FRAND 原則の表明をしていない場合、国家標準化管理委員会は状況を見て当該国家標準の実施を一時的に停止することができる、と規定されている。当該管理規定は3つの問題を明確にした。一つ目は国家標準制定に参加した特許、即ち標準必須特許の組織または個人は要求に従ってその特許情報を公開しなければならない。二つ目は、国家標準制定に参加した特許は公平、合理、無差別の原則に基づき無料または有料のライセンスを行わなければならない、さもなければ国家標準管理委員会は当該国家標準の実施を一時的に停止することができる。三つ目は、強制的な国家標準は一般的に特許に関連しないが、業界標準と地方標準の制定において特許に関係があるものは、当該規定を参照することができる。

2016年4月1日から実施された『最高人民法院の特許権紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)』第二十四条の標準必須特許権者に対する禁止救済は、被疑侵害者が協議する過程において明らかな過失の存在を要件としなければならない、また双方がコンセンサスに達することができない場合には、標準必須特許ライセンス料に対して下記の要素を考慮しなければならないことを明確にした。当該要素は、特許のイノベーションの程度、標準における効果、標準所属の技術分野、標準の性質、標準実施の範囲と関連許可条件等である。

2017年4月北京市高級人民法院が発表した『專利權侵害判定のガイドライン』の第149条から第153条の規定は標準必須特許に関連している。当該ガイドラインは以下の3つの問題を明確にした。

- (1) 標準必須特許ライセンス交渉は信義誠実の原則に従わなければならない。
- (2) 公平、合理、無差別許可義務の立証責任は特許権者方にあり、また6種のケースは特許権者が故意に義務違反を犯したと認定できる。

(3) 5 種のケースは被疑侵害者が許可協議の過程において明らかな過失があったと認定できる。

以上のことをまとめると、標準必須特許の知的財産保護体系において、単独の立法はなく、特許標準化の実用化過程において行政機関と切り離すことができず、また標準の制定と管理は業界全体、さらには国全体に対して大変重要な問題である。したがって、今日の保護制度では、中国の標準必須特許の保護は、行政と司法で並行してなされ(ダブルトラック)、不完全な発展の現状であり、実態にもとづく理論がさらに実態に作用している。

第3章 司法実務動態

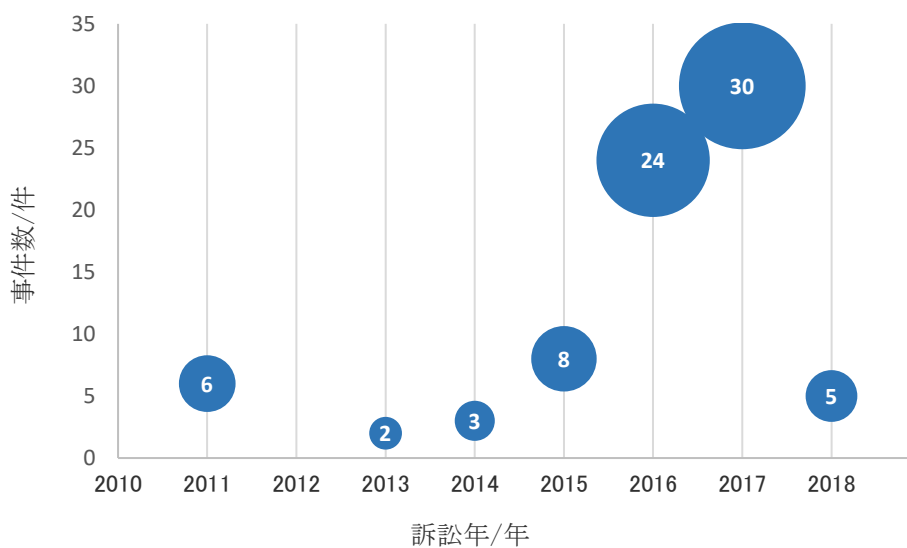
第1節 データ説明

IPhouse 判決文書データベースをデータソースとして検索する。検索日は2018年7月20日～2018年7月25日である。

第2節 訴訟年度分布

検索によって得られた標準必須特許の事件は全部で78件であり、いずれも民事事件である。その年度分布は下記の図で示す通りである。

図 3-1 訴訟年度分布



第3節 当事者属性分析

1. 原告属性

これら78件の標準必須特許の事件において、関連する原告当事者は23名である。そのうち華為技術有限公司は、世界トップレベルの情報及び電気通信技術ソリューションサプライヤーの地位に基づいて、大量の特許権利付与を獲得している。その中には無線電気通信標準の標準必須

特許に組み入れられたものも多く含まれ、そのため華為技術有限公司の標準必須特許紛争事件の数が最も多い。その次はサムスン電子株式会社とクアルコム股フン有限公司である。サムスン電子は LTE と LTE-A 標準必須特許を比較的多く持っており、モバイル通信技術分野の発展のために少なからぬ貢献をした。クアルコム社はグローバル 3G、4G、5G 技術の企業で、すでに世界中の多数のメーカーに技術使用ライセンスを提供している。

表 3-1 原告属性

番号	原告名称	原告属性 A	原告属性 B	原告属性 C	事件 数	比 率
1	華為技術有限公司	法人	大企業	中国	22	28%
2	サムスン電子株式会社	法人	/	韓国	16	21%
3	クアルコム股フン有限公司	法人	/	米国	10	13%
4	広東新岸線計算機係統芯片有限公司	法人	大企業	中国	6	8%
5	中興通迅股フン有限公司	法人	大企業	中国	5	6%
6	ロイヤル KPN 公司	法人	/	オランダ	3	4%
7	胡万和	自然人	/	中国	2	3%
8	華為終端有限公司	法人	大企業	中国	2	3%
9	賽喜芹	自然人	/	中国	2	3%
10	広州広晟数碼技術有限公司	法人	中小企業	中国	2	3%
11	王東明	自然人	/	中国	2	3%
12	アップル電子產品商貿(北京)有限公司	法人	大企業	米国	2	3%
13	アップル公司	法人	/	米国	2	3%
14	アップル電腦貿易(上海)有限公司	法人	中小企業	米国	2	3%
15	張晶廷	自然人	/	中国	1	1%
16	西安西電捷通無線網絡通信股フン有限公司	法人	中小企業	中国	1	1%
17	齊魯制藥有限公司	法人	大企業	中国	1	1%
18	ノキア公司	法人	/	フィンランド	1	1%
19	宇竜計算機通信科技(深セン)有限公司	法人	大企業	中国	1	1%
20	湖北中橋科技有限公司	法人	中小企業	中国	1	1%
21	華冠通迅股フン有限公司	法人	中小企業	中国	1	1%
22	華冠通迅(江蘇)有限公司	法人	大企業	中国	1	1%
23	無線未來科技公司	法人	中小企業	中国	1	1%

注:

(1) 比率計算の説明: 各原告当事者の事件数を総事件数 78 件で割ったものであるが、複数の原告に関する事件があるため、比率の合計は 100%ではない。

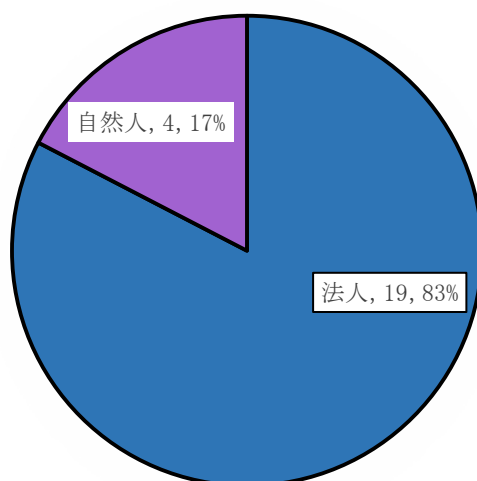
(2) 中国で登録していない企業に対しては、登録資本金を調査できないので、「/」で示す。

比率計算の説明: 各原告当事者の事件数を総事件数 78 件で割ったものであるが、複数の原告

に關係する事件があるため、比率の合計は 100%ではない。

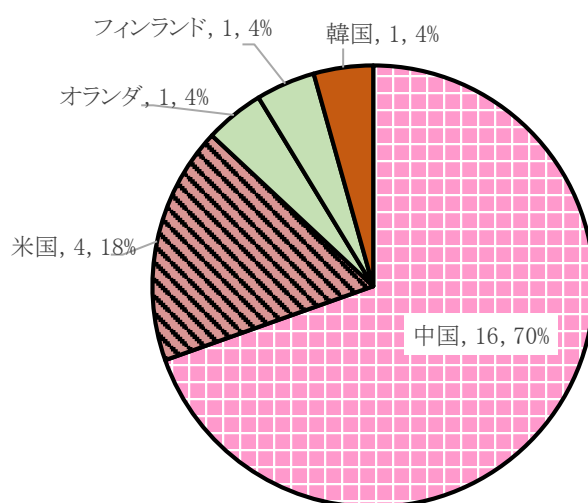
原告 23 名のうち、83%が法人当事者で、個人当事者は 17%だけである。このことから特許を技術標準に組み入れることはすでに一種の企業発展戦略になっており、ますます多くの企業が標準と専利を結合することによって市場主導を占拠している。

図 3-2 原告属性 A



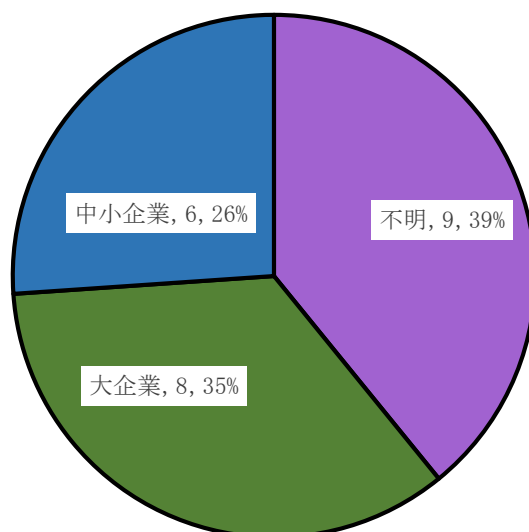
原告の国籍方面から見ると、外国原告または原告の投資者の起源が外国企業である原告はすべての事件の 30%を占め、そのうち米国系が外国の中で最も高い比率を占めた。

図 3-3 原告属性 B



抽出できた原告当事者の登録資本情報の状況から見ると、35%の企業は登録資本が5000万以上の大企業で、また26%の企業は中小企業であった。外国企業は中国では登録資本情報を照会することができないため、不明とした。

図 3-4 原告属性 C



2. 被告属性

これら78件の標準必須特許の事件において、関連する被告当事者は39名である。そのうち、韓国サムスン電子が投資している惠州サムスン電子有限公司と、サムスン(中国)投資有限公司と、天津サムスン電気通信技術有限公司とを、共同被告とする事件数が事件総数の1/4近くを占め、また、華為技術有限公司も標準必須特許紛争の矢面に立っている。

表 3-2 被告属性

番号	被告名称	被告属性 A	被告属性 B	被告属性 C	事件 数量	比率
1	惠州サムスン電子有限公司	法人	大企業	韓国	20	26%
2	華為技術有限公司	法人	大企業	中国	19	24%
3	サムスン(中国)投資有限公司	法人	大企業	韓国	18	23%
4	天津サムスン通信技術有限公司	法人	大企業	韓国	16	21%
5	陝西遠景商貿有限公司	法人	中小企業	中国	11	14%
6	珠海市魅族科技有限公司	法人	中小企業	中国	10	13%

7	北京天宇達信科技有限公司	法人	中小企業	中国	8	10%
8	寧波奧克斯空調有限公司	法人	大企業	中国	6	8%
9	北京蘇寧雲商銷售有限公司三元西橋店	法人	中小企業	中国	6	8%
10	北京蘇寧雲商銷售有限公司	法人	中小企業	中国	6	8%
11	北京亨通達百貨有限公司	法人	中小企業	中国	4	5%
12	中興通訊股フン有限公司	法人	大企業	中国	3	4%
13	インターデジタル技術公司	法人	/	米国	3	4%
14	インターデジタル通信有限公司	法人	/	米国	3	4%
15	深セン市南方韻和科技有限公司	法人	中小企業	中国	3	4%
16	ブリンゴ基礎設備公司	法人	/	米国	2	3%
17	IPR ライセンス公司	法人	/	米国	2	3%
18	西安中百信電子科技有限責任公司	法人	中小企業	中国	2	3%
19	インターデジタル公司	法人	/	米国	2	3%
20	ブリンゴ公司	法人	/	米国	2	3%
21	高創(蘇州)電子有限公司	法人	大企業	中国	2	3%
22	西安西電捷通無線網絡通信股フン有限公司	法人	中小企業	中国	2	3%
23	ソニー移動通信產品(中国)有限公司	法人	大企業	米国	2	3%
24	長春市会達輕体建材廠	法人	中小企業	中国	2	3%
25	天津サムスン電子有限公司	法人	大企業	韓国	2	3%
26	北京京東參佰陸拾度電子商務有限公司	法人	大企業	中国	2	3%
27	北京京東世紀信息技術有限公司	法人	大企業	中国	2	3%
28	インターデジタル専利控股公司	法人	/	米国	2	3%
29	北京星球通科技發展有限公司	法人	中小企業	中国	1	1%
30	北京四環制藥有限公司	法人	大企業	中国	1	1%
31	衡水華澤工程勘測設計諮詢有限公司	法人	中小企業	中国	1	1%
32	エリクソン公司 TELEFONAKTIEBOLAGETLMERICSSON	法人	/	スウェーデン	1	1%
33	衡水子牙河建築工程有限公司	法人	大企業	中国	1	1%
34	小米科技有限責任公司	法人	大企業	中国	1	1%
35	南京京啓承信息科技有限公司玄武分公司	法人	中小企業	中国	1	1%
36	上海華勤通訊技術有限公司	法人	大企業	中国	1	1%
37	南京京啓承信息科技有限公司玄武分公司	法人	中小企業	中国	1	1%
38	広州恒唯信通訊設備有限公司	法人	中小企業	中国	1	1%
39	武漢昊泉環保科技有限公司	法人	中小企業	中国	1	1%

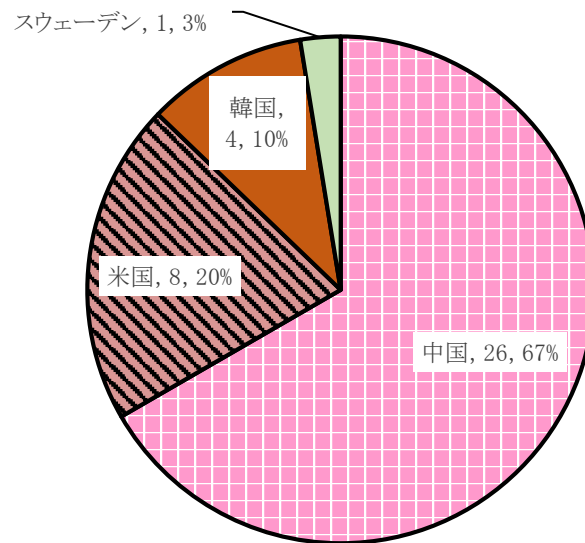
注:

(1) 比率計算の説明: 各被告当事者の事件数を総事件数 78 件で割ったものであるが、複数の被告に関連する事件があるため、比率の合計は 100%ではない。

(2) 中国で登録していない企業に対しては、登録資本金を調査できないので、「/」で示す。

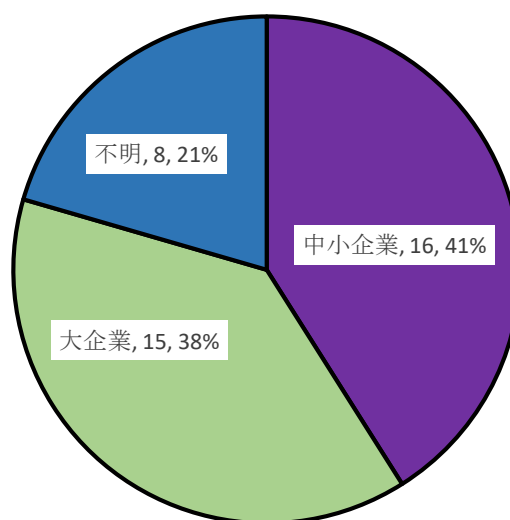
被告の国籍方面から見ると、外国原告または原告の投資者の起源が外国企業である被告はすべての事件の 33%を占め、そのうち米国系が外国の中で最も高い比率を占めた。

図 3-5 被告属性 A



抽出できた被告当事者の登録資本情報の状況から見ると、38%の企業は登録資本が5000万以上の大企業で、また41%の企業は中小企業であった。外国企業は中国では登録資本情報を照会出来ないため、不明とした。

図 3-6 被告属性 B



第4節 審理期間分析

審理期間を抽出できる事件において、審理期間の平均値、中央値、最大値、及び最小値を下の表に示す。標準必須特許の事件は、主に少数の通信分野における有力企業の特許対抗に配分されているため、訴訟は、通常、相互に管轄裁判所異議を提起し、訴訟時間を得るために管轄裁判所の異議申立を却下するよう訴える。特許紛争の和解と撤回は一般的な状況である。従って、審理期間の最小値は最低3日間であった。しかし、いくつかの中国の典型的で、且つ社会に影響力のある事件は、長い訴訟時間を経て、上訴や再審等の訴訟ルートで高額賠償の回収または特許ライセンス料の削減を求めている。

表 3-3 審理期間

統計項目	審理期間(日)
平均値	208
中央値	24
最小値	3
最大値	1171

第5節 業界の動態分析

下記の図 3-7 から分かるように、標準必須特許の事件の業界は、主に通信業界に分布している。国際通信分野における製品の相互運用性及び互換性の強い要求により、通信業界では技術標準が一般的であり、通信企業が国際市場で生き残り発展するための中核競争力の要因になっている。業界の年度分布は、下記の図 3-8 に示されたように、2016 年、2017 年が、通信関連の標準必須特許の事件の発生率が高い時期だった。

図 3-7 業界分布

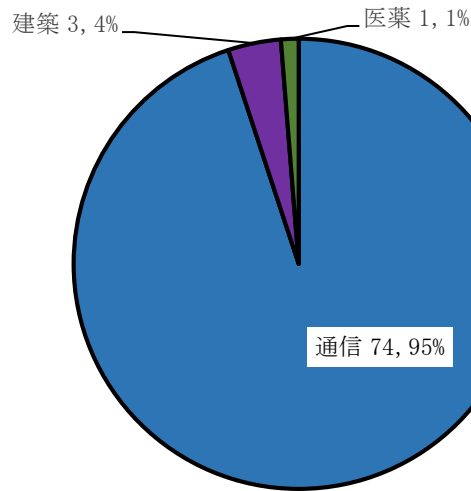
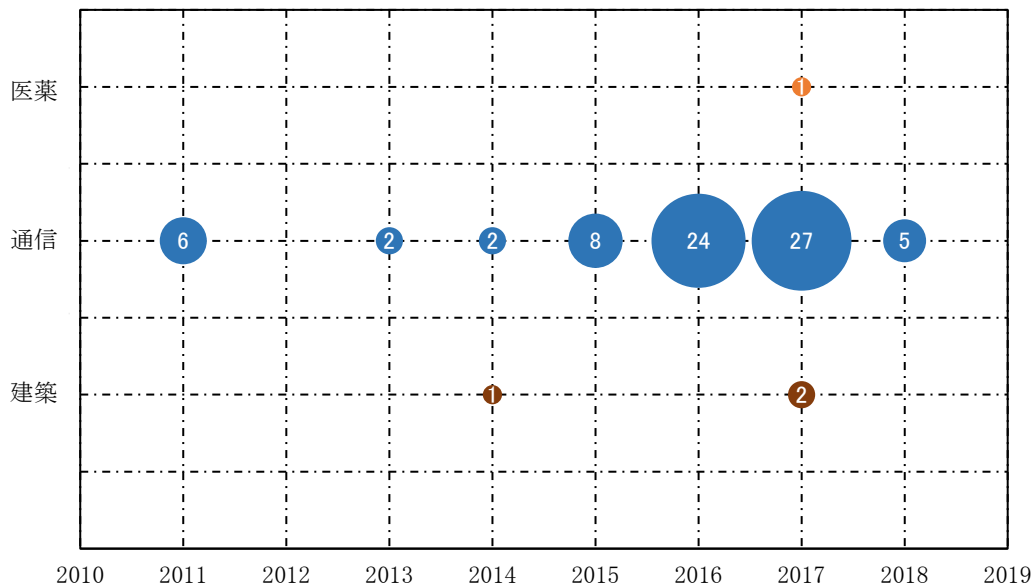


図 3-8 業界年度分布



各業界の訴訟結果分布は下記の表のように、通信業界の事件数が絶対的な割合を占めており、同時に、通信業界の事件はほとんどが非実体性内容を審理する裁定書である。標準必須特許の事件は通信業界の標準に及ばず影響力が大きいと、両当事者は訴訟戦略として管轄権異議を提出する。これは、各地方法院がこのような事件を審理する考え方が異なり、両当事者への影響の度合いが異なるかもしれないとの考えによる。同時に、訴訟の取り消しも、両当事者が事件をクローズするために選択しやすい方法である。それに関連する要因は、標準が技術製品及びサ

ービスに市場を創出し、このような市場における競争条件を設定しているためである。したがって、企業の技術発展及びマーケティングへの影響を避けるためには、これらの標準必須特許を慎重に取り扱う必要がある。

表 3-4 訴訟結果分布

タイプ	訴訟結果	建築	通信	医薬	合計
判決書	原告の訴訟請求を棄却	/	1	/	1
	一審の判決を取り消し、原告の主張を棄却	2	/	/	2
	経済的損失を賠償することを判決	1	/	/	1
	権利侵害を停止し、経済的損失を賠償することを判決	/	1	/	1
	権利侵害を停止し、経済的損失と合理的支出を賠償することを判決	/	1	/	1
	製造、販売、許諾販売の方式の権利侵害を停止することを判決	/	2	/	2
	原告にライセンスを与え、ライセンス料の比率は 0.019%を超えないことを確定	/	1	/	1
裁定書	管轄異議を却下	/	10	/	10
	起訴を却下	/	1	/	1
	上訴を却下し、原裁定を維持	/	5	/	5
	一審裁定を維持	/	36	/	36
	取り下げを認める(起訴事件に対する)	/	16	1	17
合計		3	74	1	78

注: 当該分野が関連事件に関与しないので、「/」で示す。

賠償金額を伴う事件のうち、2 つは通信業界に、1 つは建築業界に分布されている。その賠償金額は、最低 40 万元で、最高金額は 2000 万元に達し、標準必須特許の事件の賠償金額は通常高いことがわかる。第一に、標準必須特許を取得するために、企業は、技術研究開発、特許出願を行い、標準化組織の標準化設定等に参加しなければならない、その期間は長く、投資額も高い。第二に、特許が標準になった後、イノベーションを促進するために、標準必須特許権者に一定のライセンス料を支払うことは、知的財産の革新を促進する方法である。第三に、標準必須特許を持つ企業が低いライセンス料のパテントプールに参加していない場合、当該標準の実施者との交渉

によりパテントプールよりも高いライセンス料を求めることができる。第四に、標準必須特許は、ある標準を実施する際に迂回できない特許であり、その唯一性は、「独占」を意味する。上記の 4 つの側面から、その利益性要因は特定の特許の固有の特性であることが分かる。

表 3-5 賠償金額分布

賠償金額(元)	建築	通信	合計
400,000	1	/	1
9,095,924	/	1	1
20,000,000	/	1	1
合計	1	2	3

注: 当該分野が関連事件に関わらないので、「/」で示す。

第 6 節 FRAND ライセンス分析

表 3-6 FRAND ライセンス

事件のタイトル	事件番号	両当事者がライセンス交渉をしたかどうか	ライセンス交渉が FRAND 条項を遵守しているか
華為とインターデジタル(IDC)のマーケット支配地位の濫用事件	(2013)粵高法民三終字第 306 号	有る	遵守していない
華為とインターデジタル(IDC)の標準必須特許使用料の事件	(2013) 粵高法民三終字第 305 号	有る	遵守していない
華為とサムスンの事件の一	(2016)粵 03 民初 816 号	有る	華為は遵守しているが、サムスンは遵守していない
華為とサムスンの事件の二	(2016)粵 03 民初 840 号	有る	華為は遵守しているが、サムスンは遵守していない

ライセンス交渉が FRAND 条項を遵守しているかどうかの具体的な理由は、以下のとおりである。

華為技術有限公司、インターデジタル技術公司、インターデジタル通信有限公司、インターデジタル公司のマーケット支配地位の濫用紛争事件において、華為公司とインターデジタル通信有限公司は、深セン市で何回も特許ライセンスについて交渉を行った。両当事者が交渉している段階で、インターデジタルは、米国国際貿易委員会と米国デラウェア州地方法院に華為公司に対して必須特許使用の禁止を訴え、華為公司に必須特許の使用を禁止することを要求した。華為公司がインターデジタルとの交渉において善意の立場にあるため、インターデジタルが米国で訴訟

を提起した目的は、華為公司に高い特許ライセンスの取引条件を受けさせることであった。必須特許権者は、善意の交渉当事者が必須特許を使用することを禁止することができないため、インターデジタルの行為はマーケット支配地位を濫用する行為になる。

インターデジタル通信有限公司、インターデジタル技術公司、インターデジタル特許控股公司、IPR ライセンス公司と華為技術有限公司の標準必須特許使用費紛争事件において、華為公司とインターデジタル通信有限公司 (IDC) は、深セン市で何回も特許ライセンスについて交渉を行った。IDC 公司在ライセンス交渉の過程で提案した特許ライセンス見積もり及び条件は、ライセンス料の費用の観点から見ると、特に、IDC 公司の許可を受けている他の企業のライセンス料よりも料金は高く、見積もりは明らかに高すぎた。同時に、IDC 公司是華為公司に全ての特許を無料で IDC 公司に許可するよう要求したが、それは公正でも妥当でもなかった。したがって、ライセンス交渉は FRAND 条項を遵守していない。

華為技術有限公司とサムスン投資有限公司、惠州サムスン子有限公司、天津サムスン通信技術有限公司、深セン市南方韵和科技有限公司との発明特許権侵害紛争の両案において、双方の当事者はライセンス交渉を長期的に行っていた。手続き的な観点から見ると、法院が指定した期間内に、華為は標準必須特許のライセンス見積もりを出したが、サムスンは標準必須特許のライセンス見積もりを出さなかった。仲裁プロセスにおける両当事者の行為から見ると、サムスンは、華為の見積もりに対して実質的な内容のない応答をし、主観的に誠実さが明らかになく、客観的に交渉を遅延する行為であり、明らかな過失がある。しかし、華為は、サムスンの交渉の意向に積極的に反応し、技術交渉や見積もりにおいても積極的に反応し、双方が 5 年間の交渉を行っても合意できなかったため、仲裁に任せるとの意思を表明した。華為のやり方は標準必須特許クロスライセンス交渉紛争解決の国際慣例に沿ったものである。実体の観点から見ると、許可される主体の特性、許可される標準必須特許の範囲、地域範囲等の側面で、サムスンは、華為が IDC を訴えた事件の判決を参考にして見積もりを出しており、明らかに不合理であった。双方当事者の標準必須特許クロスライセンス交渉の手順及び実体の 2 つの側面から見ると、華為の行為は FRAND 条項を遵守し、サムスンの行為は FRAND 条項を遵守していない。

第4章 中国の標準必須特許ライセンス料算定の発展履歴および算定方法の国内外の比較分析

表 4-1 ライセンス料算定方法の国内外の比較

事件番号	国籍	事件名称	原因	確認主体	考慮すべき要素	ライセンス料算定方法
10-cv-01823-JLR	米国	マイクロソフト対モトローラの事件	FRAND 義務違反	法院	1. 仮想交渉は事前の交渉でなければならない 2. 標準必須特許の価値は、その自身の価値でなければならない 3. 標準必須特許が標準及び端末製品に対する貢献	1. 仮想交渉 2. ジョージア・パシフィック・ファクター要因の修正 3. パテントプールを選択して比較 4. ライセンス料金の範囲を確定
11-cv-09308	米国	Innovatio の事件	権利侵害の賠償金額の計算	法院	1. 仮想交渉は事前の交渉である 2. 特許のホールドアップ、ロイヤリティの積み上げ防止 3. 標準必須特許が標準及び端末製品に対する貢献	1. 仮想交渉 2. 参考項が欠けているため、トップダウン算定法を用いた 3. チップの価値を基に算定
COMP/C-3.37.792-Microsoft	欧州	サン・マイクロシステムズ社の事件	マーケット支配地位の濫用	欧州委員会	1. 象徴的な料金 2. ライセンス技術のイノベーション性 3. 市場の比較可能な技術	総合的な考慮
(2013) 粵高法民三終字第 305 号、 (2011) 深中法知民初字第 857 号	中国	華為対 IDC の事件	不公平な高額ライセンス料	法院	1. 総量の制御 2. 特許のホールドアップ、ロイヤリティの積み上げ防止	1. 比較分析法によりライセンス料の比率を確定 2. 端末製品の販売利潤を算定の基礎とする
(2015) 京知民初字第 1194 号 (2017) 京民終 454 号	中国	西電捷通対ソニーの事件	権利侵害の賠償金額の計算	法院	1. 特許実施許諾契約における特許ロイヤリティ 2. 専利のタイプ 3. 侵害行為の性質と状況 4. 特許ライセンスの性質、範囲、時間	総合的な考慮

ほとんどの標準必須特許紛争事件において、最も当事者の関心を受けるのはライセンス料の確

定にほかならず、即ちライセンス料の支払いが公平で、合理的であるかどうかである。どのようにして特許ライセンス料を数値化するかは、すでに国際標準化組織と各国法院が直面している共通の難題となっている。

中国の関連する標準必須特許ライセンス料の事件には主に「季強、劉輝が朝陽新寧建設工程を提訴した事件」(2007 年)、「華為が IDC を提訴した事件」(2013 年)、「張晶延が衡水子牙河を提訴した事件」(2014 年)、及び「西電捷通がソニーを提訴した事件」(2017 年)がある。

2007 年、遼寧省高等法院は「季強、劉輝が朝陽新寧建設工程を提訴した事件」について最高法院に伺いをたてたところ、最高法院は(2008)民三他字第 4 号は「特許権者は標準制定に参加し、或いは特許を国家、業界、地方の標準に組み込むことに同意した場合、特許権者は他者が標準を実施すると同時に該当特許も実施することを許諾したこととみなし、他者の実施行為は特許法に規定された特許侵害ではない。特許権者は実施者に対して特定の使用料を支払うよう要求してもよいが、支払われる金額は通常のライセンス料よりもはるかに低くなければならない」と書面で回答した。しかし、「張晶延が衡水子牙河を提訴した事件」では、最高法院は(2008)民三他字第 4 号の引用を直接適用することはできないと書面で回答し、「標準必須特許権者の標準実施者への当然の許可」という簡単な処理を否定した。当該案において、張晶延は特許開示義務を履行したため、当該標準を実施する際に、特許権者の許可を得なければならない、公平、合理、無差別な原則に基づき、ライセンス料を支払うべきである。特許権者の許可を得ておらず、ライセンス料の支払いを拒否した場合、原則的として、特許権利侵害の救済は制限されるべきではない。

「華為が IDC を起訴した事件」は中国標準必須特許第一案として知られており、世界で初めて FRAND 原則を適用しライセンス料の比率を直接確定した判決で、FRAND 原則の発展と改善のために「中国の要素」を注入したと考えられている。この事件では、特許権者による標準制定機関への FRAND ライセンスを実現させるためには、無差別的な条件に合致するか比較するとき、比較原則を考慮しなければならないと法院は認定した。異なる特許権利者と特許実施者の間で異なるライセンス料の計算方法があるが、取引条件が基本的に同じであれば、異なる特許実施者に適用されるライセンス料またはライセンス料の比率は類似しなければならない。これにより、比較法は華為が IDC を起訴した事件で標準必須特許ライセンス料を決定する方法になった。IDC がアップルへ行ったライセンスを参考にし、同時に IDC 会社の標準必須特許件数、品質、価値を総合的に考慮し、IDC 中国標準必須特許が IDC 全ての標準必須特許で占める割合などの要素を考慮し、最終的に華為のライセンス料の比率は 0.019%であると決定した。

同様にライセンス料に対して明確に計算を出した事件は「西電捷通がソニー提訴した事件」の一審判決である。法院は西電捷通の損失を確定するのが困難な場合は、特許ライセンス料の倍数を参考にして合理的に決定すべきだと判断した。法院は、西電捷通が本事件以外の当事者と締結した特許実施許諾契約で特許ロイヤルティを 1 人民元/件と約定しており、同時に専利の種類、侵害行為の性質と状況、特許ライセンスの性質、範囲、時間などの要素を総合的に考慮し、経済的損失はライセンス料の 3 倍であり、ライセンス料は侵害製品の数量に特許ロイヤルティを掛けた額に相当すると確定した。

米国で既存の合理的なライセンス料を定義するための分析フレームワークの大部分は、1970 年の「ジョージア・パシフィックがプライウッドを提訴した事件」に基づいている。この事件で、事前に両者がライセンス料の比率を交渉することを仮想する方法を確立し、特許ライセンス料の比率を決定する際に考慮すべき 15 の要素を提案し、ジョージア・パシフィック・ファクターと呼ばれる。この後の特許ライセンス料紛争において、特許ライセンス料の認定は特許権侵害が発生した時点で双方が自発的に交渉することを仮想した方法論に基づいている。

「マイクロソフトがモトローラを提訴した事件」は、米国の司法歴史上初めて標準必須特許ライセンスの RAND ライセンス料の比率の認定方法について分析され、主審審判官は、双方仮想交渉法を用いて従来の 15 要素のジョージア・パシフィック・ファクターを新しいジョージア・パシフィック・ファクターに変更し、同じ標準における他の民間企業及びパテントプールで設定したライセンス料の比率を参照した。そしてモトローラの特許に係る標準に対する重要性和、標準の侵害製品に対する重要性を概算し、標準における事件に関与するすべての特許件数と標準における全ての必須特許件数を比較して、最終的な RAND ライセンス料の比率を決定した。¹

続いて「マイクロソフトがモトローラを提訴した事件」後、「In re Innovatio の事件」ではパテントプールはなく、比較できる FRAND ライセンスがなかったため、Holderman 審判官は、トップダウン法を開拓して、802.11 標準必須特許の最終的な合理的なライセンス料を決定した。Holderman 審判官の分析は、Wi-Fi チップを特許技術の最小単位とみなし、ライセンス料を決定するための基礎として、該当期間内にチップの平均売上額を計算し、それに該当期間の利潤比率を相乗した。また、審判官により引用された一つの研究結果によると、事件に関与する標準の 84% の価値は該当標準における上位 10% の標準必須特許に由来していると指摘されたが、Innovatio の 19 件の標準

¹華東政法大学の鐘エン然著の論文「標準必須特許ライセンスにおける RAND ライセンス料の司法確定」(2016 年)33 頁目を参照。

必須特許の大部分は上位 10%にあるため、これに基づき当該特許の標準への寄与率を計算した。

²これにより、審判官は、最終的なライセンス料金を計算するために、特許を使用する最小単位の平均利益及び標準に対する必須特許の寄与率に基づく特定の数式を構築した。

欧州地区の司法実務について述べると、1998 年の「サン・マイクロシステムズ社の事件」では、欧州委員会は特許ライセンス料が FRAND に準拠しているかどうかを判断する際に、考慮すべき要素を提案した。まず、特許ライセンス料が象徴的な料金であるかどうかを判断し、象徴的な料金であれば、FRAND の要件を満たすと見做す。象徴的な料金でない場合は、以下の 3 つの条件を満たせば FRAND の要件を満たすとした。1つ目は、特許はマイクロソフト自身が所有しているものであり、社会共有の分野に属する内容でないこと、2つ目は、ライセンス技術がイノベーション性でなければならないということ、3つ目は、ライセンス価格は同等の技術の市場評価価格に見合っていないなければならないことである。³注目しなければならないのは、2017 年 11 月 29 日、欧州委員会が発表した標準必須特許(SEP)の訴訟とライセンスの指導的文書(『欧州委員会の欧州議会、欧州理事会、欧州経済社会委員への通達:標準必須特許ライセンス制定の欧州連合の方法』)⁴で、SEP のライセンス方面において、委員会は SEP 権利者と標準実施者の間の異なる利益、中でも SEP の評価について承認した。この点から考えて、この通達は以下の SEP 評価原則を実施することを提案している。ライセンス条項は特許技術の経済価値(このような経済価値は技術自体による価値であり、それ技術自体による価値、すなわち標準必須特許の標準化への参加で生じた付加価値を除外して認識されるべきである)を明らかにしなければならず、もし技術の市場価値がとても小さい或いは標準に対する貢献が非常に大きい場合、その他の評価方法を考慮することができる。FRAND 評価は現在の特許技術の附加価値を考慮しなければならず、特許技術と無関係の製品の市場成功度は考慮する必要はない。ロイヤリティの積み上げを防ぐため、FRAND の価値を確定する際に、単体の SEP のライセンス料を考慮するだけではなく、標準の合理的総合比率を全体的に検討し且つその技術の全体的な附加価値を評価しなければならない。この通達はパテントプール及びその他ライセンスプラットフォームの建立を奨励しており、これにより必須特許であるかと

²華東政法大学の鐘エン然著の論文「標準必須特許ライセンスにおける RAND ライセンス料の司法確定」(2016 年)33 頁目を参照。

³欧州委員会の 2005 年 11 月 10 日の決定「imposing a periodic penalty payment pursuant to Article 24(1) of Regulation No 1/2003 on Microsoft Corporation (Case COMP/ C- 3/ 37.792 Microsoft)」、「電子知識産権(2008 年)」(電子知識産権(2008 年))第 8 期における、何懷文著の「合理、無差別なライセンスが要求した客観判断標準の分析—欧州委員会のマイクロソフトの裁判に対する解説」(合理无歧视许可要求的客观衡量标准探析—从解读欧盟委员会对微软的裁决出发)を参照。

⁴欧州委員会が 2017 年 11 月 29 日に発行した COM(2017) 712:「COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL AND THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE Setting out the EU approach to Standard Essential Patents」を参照。

いう審査をさらに強化し、全体の特許ライセンス料を証明し、且つワンストップ式サービスの効率を高める。

全体的には、中国と米国、欧州連合地区の標準必須特許ライセンス料の制度設計と司法実務について比較を行うと、以下の違いが存在する。

一つは、制度設計の整備の点において、中国はまだ欧州委員会が発表した内容のように詳細で、運用のガイドとなる文書が不足している。すでに発表されたガイドラインのいくつか、例えば北京市高級人民法院発表の『特許権利侵害判定指南』における関連条項は、米国と欧州連合の司法実務を参考にして作成した部分的な要約である。

二つには、司法実務に関するライセンス料計算の点において、中国の法院は革新的なところもあり、また要素分析が十分に詳細でない現象も存在している。米国はここ数年標準必須特許の紛争大国として多くの典型的かつ代表的な判決を下した。これらの判決書は、標準必須特許ライセンス料の関連原則、方法および要素を比較的体系的に精緻化した。しかし中国司法実務において最も重要なのはライセンスの比較方法であり、特許権者と他の実施者との間のライセンス契約を対照することによってライセンス料を決めることである。一部の判決は考慮すべきいくつかの要素を列挙したが、具体的に考慮要素を如何に認定するかについては述べていない。また、特許のホールドアップ、ロイヤリティの積み上げ、差し止め救済などの問題については司法実務においてまだ詳細に述べられていない。これと同時に、中国法院は「華為が IDC を提訴した事件」において国内外学术界、司法界、実務界のこの問題に対する観点と実務経験を十分に結合したことに留意すべきである。これは FRAND 標準必須特許ライセンス料の計算に対して非常に有益な模索と照会で、中国法院が適切なタイミングと条件において相応の司法革新を行うことの表明でもある。

国内外を総合的に見ると、現在はまだ FRAND 標準必須特許ライセンス料に対して確定し、普遍的な規則を出した国は一つもない。したがって、FRAND 標準必須特許ライセンス料に対する規則を確定する問題は依然として模索していかなければならない。我々は、法院が FRAND 承諾の下で標準必須特許ライセンス料及びその比率を確定する原則と方法は、標準必須特許権者に合理的で、十分なライセンス料を与えることを保証する必要がある一方、標準必須特許権者がその標準必須特許の対象とならない他の製品特徴或いは部品に対して「課税」することを禁止し、標準実施者に対して特許のホールドアップとロイヤリティの積み上げを引き起こすことを避け、標準のスムーズな実施と推進を妨げ、消費者の利益を損なうことを防止することを提案する。



Tel: +86 10 8518 9318

E-mail: info@beijingeastip.com

Tel: +86 10 8200 4006

E-mail: service@iphouse.cn